

逗子市総合計画の一部改定案の新旧対照表（リーディング事業の追加及び財政収支見通しを除く）

第2編 基本構想

第1章 逗子市の将来像

第5節 土地利用にあたっての基本方針

現計画	本改定案
<p>逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。</p> <p>市街化区域・及び市街化調整区域・の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。</p> <p>また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。</p> <p>特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。</p>	<p>逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。</p> <p>市街化区域・及び市街化調整区域・の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。</p> <p>また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。</p> <p>特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。</p> <p><u>さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。</u></p>

第3編 実施計画
 第2章 計画の基礎条件
 第2節 土地利用方針
 2 土地利用の方針

現計画	本改定案
<p>(1) 基本方針</p> <p>逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。</p> <p>市街化区域・及び市街化調整区域・の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。</p> <p>また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。</p> <p>特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。</p> <p>市街化区域・及び市街化調整区域・の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。</p> <p>また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。</p> <p>特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。</p> <p><u>さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。</u></p>

現計画	本改定案
<p>② 商業地</p> <p>商業地はその性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めますが、<u>周辺の住環境との調和を図りつつ、有効な土地利用を図るよう努めるものとします。</u></p> <p>なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、<u>歩行者空間の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティに富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境への改善を図ります。</u></p> <p><u>J R 東逗子駅前周辺商業地域は、周辺の景観を阻害することのない高さを抑えた日常の商店街として発展を図ります。</u></p>	<p>② 商業地</p> <p>商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、<u>建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。</u></p> <p><u>逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利用・高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。</u></p> <p>なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、<u>誰にとっても安全な歩行空間等</u>の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティに富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。</p>
<p>③ 住宅地</p> <p>既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。</p> <p><u>新たな住宅地については、周辺の環境に配慮した土地利用が図られるよう努めるものとします。</u></p>	<p>③ 住宅地</p> <p>既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。</p> <p><u>新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。</u></p>

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

★ リーディング事業

項目	現計画	本改定案
事業名	健康づくり推進事業	健康づくり推進事業(健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み)
目的	市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進する。その結果、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の削減に結びつける。	市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進する。その結果、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の抑制に結びつける。
手段	(仮称)健康増進計画に基づき、お互いの健康を支え守るための社会環境の整備、ライフステージ*に応じた健康づくりの促進及び市民への生活習慣病やNCD(非感染性疾患)*などの予防の啓発等、健康増進に係る事業を実施する。また、併せて特定健診や各種がん検診を実施するとともに、健診(検診)結果に基づく、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進する。	健康増進計画に基づき、お互いの健康を支え守るための社会環境の整備、ライフステージ*に応じた健康づくりの促進及び市民への生活習慣病やNCD(非感染性疾患)*などの予防の啓発等、健康増進に係る事業を庁内各課との連携に加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会・体育協会・商工会等の関係機関と協力・連携することにより、全庁的・全市的に実施する。また、併せて特定健診や各種がん検診を実施するとともに、健診(検診)結果に基づく、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進する。

項目	現計画	本改定案
主な事業内容 2019(令和元)年度 ~2022(令和4)年 度	○(仮称)健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の実施 ○特定健診・特定保健指導等の実施	○_____健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の <u>庁内各課及び関係機関との連携による</u> 実施 ○特定健診・特定保健指導等の実施
目標【2022(令和4)年度】	(仮称)健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。	_____健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

★ リーディング事業

項目	現計画	本改定案
事業名	日常生活支援総合事業	<u>介護予防・日常生活支援総合事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）</u>
手段	対象者のニーズに合った多様な生活支援サービスが利用できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を逗子市社会福祉協議会に委託する。介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を給付から地域支援事業へと移行するに当たっては、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的に生活支援サービスを提供していく。	対象者のニーズに合った多様な生活支援サービスが利用できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を逗子市社会福祉協議会に委託する。介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を給付から地域支援事業へと移行するに当たっては、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的に生活支援サービスを提供していく。 <u>また、全庁的、全市的な協力や連携をすることで、みんなで元気な高齢者をめざす取り組みを展開する。</u>
主な事業内容 2019(令和元)年度 ～2022(令和4)年度	○介護予防・生活支援サービスの提供	○ <u>庁内各課及び関係機関との連携による</u> 介護予防・生活支援サービスの提供

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

◆ 現況・課題、取り組み

項目	現計画	本改定案
No.1 取り組み	<p>★子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。</p> <p>・支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。</p> <p>・ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。</p>	<p>★子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。</p> <p>・支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。</p> <p>・ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。</p> <p><u>・様々な保育ニーズに対応するため、駅前等交通の利便性の高い地域で保育関連事業の実施を検討する。</u></p>

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

4 都市機能の整った快適なまち

◆ 現況・課題、取り組み

項目	現計画	本改定案
No.6 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。 ・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。 ・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。 ・市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ・歩行空間の確保及び整備・向上を図る。 ・安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。 ・街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。 ・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。 ・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。 ・市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ・歩行空間の確保及び整備・向上を図る。 ・安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。 ・街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 <p style="color: red; text-decoration: underline;">・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。</p>

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

4 都市機能の整った快適なまち

◆ 現況・課題、取り組み

項目	現計画	本改定案
No.8 取り組み	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。・地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。・合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。・地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。・合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 <p><u>・下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。</u></p>

第3編 実施計画

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

2 効果的・効率劇な自治体経営の推進

現計画	本改定案
<p>(略)</p> <p>そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度の導入、事務事業の民間委託化、職員数の削減など、引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い自治体づくりを進める必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応じていくことが重要となります。</p> <p>同時に、地方分権を踏まえ、国や県から必要な財源の移譲を求めることも必要です。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度の導入、事務事業の民間委託化、職員人件費の適正化など、引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い自治体づくりを進める必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応じていくことが重要となります。</p> <p>同時に、<u>厳しい財政状況においては</u>、地方分権を踏まえ、国や県から必要な財源の移譲を求めることも必要ですが、<u>一方で個人市民税以外にも歳入の柱を作り財政的に自走できる財政構造へと転換を図るべく、企業誘致・起業支援を進めていきます。</u></p> <p><u>また、AIやIoT等の先進技術を活用して地域が抱える課題の解決や様々なサービスの効率化・高度化を図るスマートシティや、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、行政運営に取り組んでいきます。</u></p> <p>(略)</p>